



配偶者の死後、 配偶者の親族と 縁を切ることはできる？

相談者の気持ち

夫が亡くなったので、夫の親族とは親戚付き合いをしたくないのですが、縁を切ることはできますか？ その場合、子どもと祖父母の関係はどうなるのでしょうか？



「姻族関係終了届」を提出することにより、夫の親族と縁を切ることができます。一方の配偶者と他方の配偶者の親族(例えば義父母)との関係は、法律上「姻族」関係と呼ばれています。本件でいえば、妻と夫の親族との関係が姻族関係に当たります。

民法728条は、姻族関係が終了する場合を2つ定めています。1つは夫婦が離婚したとき(1項)、もう1つは「夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思表示をしたとき」(2項)です。民法上は、配偶者の一方が死亡しても当然には姻族関係が終了しないため、このような意思表示が必要となります。本件では、離婚しないまま夫が亡くなっていますから、妻が姻族関係を終了させる旨の意思表示を行うことで、夫の親族との縁を切ることができます。

この意思表示は、届出によって行います。具体的には、本籍地または住所地である市区町村の役所に赴き、市区町村長に対して、死亡した配偶者の氏名、本籍及び死亡の年月日等を記載した「姻族関係終了届」を提出することになります(戸籍法96条参照)。当該届出は、配偶者の

死亡後であればいつでも行うことができ、また、死亡した配偶者の親族の同意は不要です。本件でも、妻は夫の親族の同意を得ることなくいつでも届出を行うことができ、届出を行ったことを伝える必要もありません。

姻族関係が終了した場合の効果としては、同居している場合の互助義務(民法730条)の消滅、扶養を命じられるかもしれない地位(同877条2項)の消滅などがあります。例えば、夫の死亡後も妻が義父母と同居している場合、互いに助け合って生活する義務があります。また、家庭裁判所が特別の事情を認めて扶養を命じた場合、妻は義父母に対して扶養義務を負います。しかし、姻族関係終了届を提出することで、仮に妻が義父母との同居を続けたとしても、民法上は互助義務や扶養義務を負うことがなくなります。

なお、一度終了させた姻族関係は、後で復活させることができないこと、姻族関係終了届は子どもの親族関係に影響を与えないため、例えば、子どもと義父母との間で孫・祖父母という関係は残ること、姻族関係終了届は「氏」と関係がないため、婚姻前の氏に戻すには別途「復氏届」を提出する必要があること(民法751条1項、戸籍法95条)には、留意が必要です。

